

一般社団法人岐阜県病院協会国民保護業務計画

令和4年 6月 1日改正

(目的)

第 1 条 本計画は、一般社団法人岐阜県病院協会（以下「当協会」という。）が、一般社団法人岐阜県病院協会定款の定めるところに従い、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び岐阜県国民保護計画（平成 18 年 3 月 31 日作成。以下「県計画」という。）に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

なお、当協会が実施する緊急対処保護措置は、国民保護措置に準ずるものとする。

(実施の基本方針)

第 2 条 当協会は、本計画の実施に当たり、岐阜県その他国民保護措置の実施に当たる関係諸機関と相互に連携を図りながら、会員病院と一体となって、必要な措置を的確かつ迅速に実施するものとする。

2 国民保護措置の実施に当たっては、国及び地方公共団体の協力を得つつ、当協会及び会員病院の職員のほか、当協会が実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮するものとする。

3 岐阜県国民保護対策本部長による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

(救護活動の種類)

第 3 条 当協会及び会員病院は、武力攻撃災害に対処するため、次の措置を実施する。

- (1) 会員病院の国民保護措置に関する連絡調整
- (2) 医療救護
- (3) その他国民保護措置に必要な業務

(情報収集・連絡体制)

第 4 条 当協会事務局において、岐阜県知事（以下「知事」という。）から岐阜県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した旨の通知を受けたときは、直ちに会長は参集できる副会長を緊急招集し、情報収集に努めるとともに、災害拠点病院にある岐阜県防災情報通信の衛星携帯電話回線等を活用し、会員病院に対し支援要請準備態勢を整えるよう連絡する。

2 時間外の警報情報については、各病院において災害拠点病院及び通信各社からの情報に注視し、関係職員へ迅速かつ適切な情報の提供ができるよう準備態勢を整える。

3 警報情報・緊急通報を受理したときは、3 日間程度の緊急医薬品・食糧備蓄状態について確認し、必要な措置を講じるものとする。

4 会員病院は、医療救護活動を円滑に進めるため、知事に対し赤十字標章等の使用の許可の申請を行うものとする。

なお、あらかじめ交付を受けた場合は、保管場所を明確にするなど、適切に管理しなければならない。

(支援の協力)

第 5 条 知事及び県内の市町村長並びに関係諸機関からの要請を受けた会員病院は、病院の被害状況及び支援能力に応じ、速やかに医療活動を開始するものとする。

2 前項の要請を受けて医療活動を行う会員病院は、他の会員病院に協力を求めることができる。

3 前項の協力の求めを受けた場合、二次医療圏内の会員病院は、医療活動の支援（移送、収容等を含む。）に協力するよう努めなければならない。

(安全の確保)

第 6 条 病院の所属長は、国民保護措置の実施に当たっては、国及び地方公共団体並びに関係諸機関と連携し、病院の職員等、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(災害現場での行動)

第 7 条 派遣された救護班長は、自らの責任で被災地での医療活動に専念する。

2 救護班は、医師・看護師・薬剤師・事務等 4 人～5 人で構成し、交代要員の確保は派遣病院において行う。

3 派遣病院の交代は、当協会事務局又は対策本部に申入れ、交代救護班の現場到着後のその任を解くものとする。

4 救護班長は、現場の状況について定期的に派遣病院へ報告をしなければならない。

5 当協会事務局は、派遣病院から報告を受けた現場の状況及びその他会員病院における情報等を整理し、必要に応じ、知事に報告する。

(派遣病院の調整)

第 8 条 会長は、救護班派遣要請に応えるため、副会長と速やかに協議し病院の理解と協力の基に、派遣病院の調整に努めなければならない。

(通信手段の確保・熟練)

第 9 条 会員病院は、平時から特に岐阜県防災情報通信の衛星携帯電話回線等の利用法に熟知し、武力攻撃災害時における運用と管理に万全を期すよう努めるものとする。

2 その他、電話・FAX はもとより、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、災害時優先電話、業務無線、アマチュア無線及び、岐阜県防災行政無線衛星携帯電話等の利用法についても熟知に努めるものとする。

(避難指示への対応)

第 10 条 会員病院は、知事から避難の指示を受けた場合には直ちに外来診療を中止するとともに、入院患者の移送手段の確保について必要な場合は、知事及び関係市町村長に応援を求めるとともに、自主避難についても最大限の努力をする。

2 避難に当たっては、患者情報、薬剤、蘇生・救急機材等を可能な限り持ち出すよう努める。

(教育訓練)

第 11 条 当協会及び会員病院は、国民保護に関する意識啓発に努めるとともに、武力攻撃事態等においても適切に業務が遂行できるよう病院防災訓練の機会にあわせ、必要な訓練に努めるものとする。

2 国民保護措置等の円滑な実施を図るための研修が計画されたときは、人材育成のための職員を参加させるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第 12 条 国民保護法に基づいて行われた医療の実施の要請又は指示を受けて行った医療活動については、国民保護法施行令（平成 16 年政令第 275 号）で定める基準に従い、その実費を請求することができる。

(ボランティア登録)

第 13 条 ボランティア希望者が、当協会又は会員病院の窓口に来所したときは、原則として地元市町村等へ紹介するものとする。

(防災計画等の見直し)

第 14 条 各病院において作成されている防災計画（地震風水害等への対応要綱・要領等）については、この業務計画にも対応できるよう見直しに努めるものとする。

(業務計画の見直し)

第 15 条 県計画の見直し及び状況の変化に伴い、本計画は必要に応じ見直すものとする。

2 本計画の変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、速やかに知事に報告するとともに、公表する。

(救護班の撤収等)

第 16 条 当協会は、知事又は関係市町村長から救護班の撤収の通知を受けた場合、その旨を関係する派遣病院に対して連絡し、当該救護班を解散するものとする。

(会員相互の協力連携)

第 17 条 被災病院から、入院復帰継続治療が困難との申出を受けた会員病院は、近隣病院と協議しその受け入れに最大限努めるものとする。

(緊急的協議)

第 18 条 武力攻撃事態等において、各病院において緊急的協議事項が発生したときは、当協会事務局又は正副会長と協議し行動する。

(附則)

この国民保護業務計画は平成 19 年 3 月 15 日に公布し、同年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この国民保護業務計画は令和 4 年 6 月 1 日から施行する。